

家族研究会のあゆみ

九州大学家族研究会

<https://doi.org/10.15017/1669>

出版情報：法政研究. 40 (2/4), pp.217-223, 1974-03-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

家族研究会のあゆみ

家族研究会は広く「家族」に関心をもつ人びと（法律学者、社会学者、経済学者、教育学者、裁判官、調査官、調停委員など）によって構成され、種々の視角からの「家族」に関する諸問題の研究を目的とする。

昭和三〇年五月に第一回が開かれ、以来昭和四二年一月まで継続したが（ただし昭和三五、三六年は中断）、大学紛争で中断の已むなきにいたり、昭和四五年四月再開した。

今回は、再開以後の家族研究会のあゆみについて紹介する。

第一回 昭和四五年四月二五日

「現代家族と民法―戦後民法改正の現代的評価―」（民科法律部会春期合宿報告分）

報告者 村島正一、小野義美、緒方直人 渡辺康夫、

藤岡敏彦（修士課程）

△要旨▽戦後日本経済の展開、殊に昭和三〇年以降の資本の強蓄積の過程は産業構造の大転換をもたらし、それに対応して家族構造も変化した（労働者家族の量的質的増大）。この変化に対応した家族法理論の検討が課題である。まず戦後を三期に時期区分し、各期毎に社会経済的变化に対応した家族生活、家族構造の変化、家族政策の展開の過程を検討。次いで家族の変化に対応した従来の家族法理論、家庭論を検討。最後に析出された現代家族に対応した家族法原理の検討を試みた。

第二回 昭和四五年五月三〇日

「相続回復請求権（民法八八四条の性質決定について）」

報告者 高松 靖（博士課程）

△要旨▽遺産の実体を、相続開始から遺産分割完了まで、遺産共同所有を暫定的過渡的性質とする相続法独自の視角から理解すべく、その観点から一種の包括的一体性を肯定し、個々の権利の集積とのみ解する財産法的視点を排除する試みをなした。この見地から相続回復請求権独自性説の根拠を個々の吟味し、遺産分割請求権との関係を論じた。

第三回 昭和四五年六月二七日

「家族法原理」

報告者 磯野有秀（西日本短大助教授）

△要旨▽家族法学におけるいわゆる私的保護法理論の立場から、その巨視的背景としての憲法二四条の積極的公権性を論じ、これと生存権との関連を明らかにすることによって家族法の次善性を論じた。さらにいわゆる「世話」は家族が、給付は国家が」という家族法の将来を指摘し、社会保障の限界を論じた。

第四回 昭和四五年八月一日

「へそくり金の法的性質」

報告者 杉崎光世（北九州女短大助教授）

△要旨▽主婦の貯えたへそくり金の態様、へそくり金の法的性質（特有財産か、共有財産か）、またへそくり金をめぐる諸問題、即ち名義、税金、財産分与、遺産相続との関連を妻の家

事労働の評価及び妻の夫婦財産制における地位に関連して考察した。

第五回 昭和四五年一〇月一三日

「扶養について」

報告者 松嶋道夫（博士課程）

△要旨▽扶養制度の発展の中での私的扶養の役割を分析して、私的扶養の根拠が私有財産制度に基づく自助の原則を貫徹するための国家責任の限界の明確化にあることなどを指摘し、扶養義務の概念について若干の検討を加えた。

第六回 昭和四五年一〇月三一日

「現代家族をめぐる社会学的状況」

報告者 有地 亨（九大教授）

△要旨▽昭和三〇年以降、家族規模の縮小と家族構成の単純化現象が一般化し、これを核家族化現象と捉えているが、このような状況はいかなる原因から生じたかについて諸外国の諸学説を検討する。ついで、この核家族においてなおかつ男女の差別が存続しているのは、家族の性別役割構造であることを指摘し、核家族の措置と機能を分析する。

第七回 昭和四六年三月一三日

「女性解放の視点からの家庭の再検討」

報告者 井上政子（教育学部）

△要旨▽従来の婦人論が近代主義的権拡張、社会主義運動と女性解放の直結を目指してきたのに対し、個の意識の顕在

化、女性の論理の確立こそ目指されるべきとの立場から、家庭の再検討を行い、家庭の機能は完全に社会化され、また家庭は私有財産制の上に成立する人間関係であるとの認識の下に、家庭そのものの否定、家庭とは全く異質な共同性を展望すべきであるとする。

第八回 昭和四六年五月二二日

「家事審判の性格―家事審判九条乙類事項審判の合憲性をめぐって―」

報告者 西原 諄（第一経済大助教授）

△要旨▽家事訴訟事件の非訟事件化が主張され、最高裁も家事審判九条乙類事件の非訟手続による審判を合憲とした。そこで、憲法三二条、八二条との関連、訴訟事件・非訟事件の関連、家事事件の法構造・特性及びそれから生ずる要請、などの視点から同居協力扶助事件、婚姻費用の分担事件、財産分与事件、相続人廃除事件などにつき、合憲性の検討が試みられた。

第九回 昭和四六年七月三日

「戦後家族法研究の思想的考察」

報告者 生野正剛（博士課程）

△要旨▽戦後初期家族法研究は近代主義的思潮と相呼応しつつ展開された。新家族法を近代的家族の体現と評価し、現実的生活のそれへの転化という実践的意図をもって、解釈や村落等の分析が進展した。しかし、その後のマイ・ホーム主義の展開には外在的にしか触れ得てない。この克服には直接に連続しえ

ない家族と国家がいかなる媒介を経過して「家」制度の中で作的に接合し得たかを民衆の存在様式を通じて内在的に分析する必要があろう。

第一〇回 昭和四六年七月三一日

「家事調停について」

報告者 寺田朝治（調停委員）

△要旨▽家事調停制度の沿革、実際の調停事件での特異なケースの紹介、離婚事件の日本と外国との対比的考察がなされ、最後に調停の心構えとして条理に適った調停の指摘がなされた。

第十一回 昭和四六年八月二八日

「私的保護法理論の一考察」

報告者 二宮孝富（博士課程）

△要旨▽いわゆる「私的保護法理論」たる沼理論はパンデクテンシステム自体の構造原理として「『私』的保護」を強調する。一方ドニストリヤンスキーは近代私法の体系を修正する中で家族法を私的保護法と位置づける。本報告は彼の論文「Zur Grundlegung der modernen Privatrecht」を中心にその法理論・体系における家族法の位置づけ、「私」的保護の論理構造を検討しながら批判への手がかりを明らかにしようとした。

第十二回 昭和四六年一〇月二日

「農家相続」

報告者 中尾英俊（西南大教授）

△要旨▽昭和四三年の全国的実態調査資料を基礎にして、農家相続の形態が「生前贈与」によってなされ、相続は事後処理にすぎないこと、相続形態として東北型・西南型が存在することなどが指摘された。

第十三回 昭和四六年十一月六日

「配偶者に対する相続廃除の請求」

報告者 川上房子（精華女短大助教授）

△要旨▽妻の側に同居拒否・不貞行為がありながら妻が離婚訴訟を提起し、夫婦双方とも婚姻継続の意思を喪失しているような場合、夫は妻の行為が推定相続人の廃除事由たる「精神的虐待ないし重大な侮辱」にあたるとして妻が相続人であることを廃除することができるか、又は離婚手続により妻の相続権を消滅させるべきかにつき考察がなされた。

第十四回 昭和四六年一二月四日

「長崎県における寺檀制度と家族」

報告者 藤井 恵（長崎県立南高校教諭）

△要旨▽檀家は近世的「家」を単位とする寺檀関係を示し、戸主の寺が「家」の寺となる。檀家の成立はおおよそ寛文・延宝年間である。檀家は単婚小家族自営農民の成立と密接に関連する。その農民家族の生活実態を結婚、離婚、間引、養子、相続等の面から明らかにしようとした。

第十五回 昭和四七年一月八日

「現代単独相続考」

報告者 磯野有秀（西日本短大助教授）

△要旨▽核家族化の進行の割には老親の単独扶養、扶養者の単独相続は必ずしも急激な減少を示していない。この現実をふまえて、従来の学説の問題点を指摘し、家族法の私的保護法理論の立場と家族機能を包括的福祉追及に認める家族社会学的立場から、近代家族法の均分共同相続の原理に対立する単独相続慣習法の成立を確認しようとしたものである。

第一六回 昭和四七年二月五日

「家庭生活の指導原理」

報告者 杉崎光世（北九州女短大助教授）

△要旨▽家庭生活には一定の秩序・節度が特に大切な要素となる。秩序を乱し、節度を超えることによって家庭生活の混乱と破壊が生じる。この観点から、現在の家庭の破壊、崩壊現象に対処するために、夫婦間、親子間での家庭生活上の指導原理をキリスト教的立場から明らかにしようとした。

第一七回 昭和四七年三月十一日

「有責配偶者の離婚請求」

報告者 緒方直人（法学部助手）

△要旨▽わが国の有責配偶者の離婚請求の問題に関する判例理論は、リーディング・ケースといわれる昭和二七年最高裁判決以来、いわゆる消極的破綻主義の立場を採ってきたとされている。しかし、昭和四六年五月二一日最高裁判決は、長期の別居後に他女と同棲する夫の離婚請求を、その同棲が破綻原因で

はないという理由で認容した。そこで、報告では、同判決の位置づけを、判例理論の流れの中で行ない、わが国の学説の検討にも及んだ。

第一八回 昭和四七年四月二二日

「ローマに於ける hereditatis petitio に関する一考察」

報告者 高松 靖（博士課程）

△要旨▽ローマ法における厳格市民法と法務官法との相互関係の把握のもとに hereditatis petitio の本質を探ろうと試みたものである。それは厳格市民法の法的構造の中で家長の家産保護のための遺産回収を目的とするものであり、僭称相続人より譲り受けた第三者との関係でも同様である。従って第三者保護の論理は他の根拠、すなわち衡平原理に求めるべきことなどの指摘がなされた。

第一九回 昭和四七年五月二七日

「親権の系譜的考察」

報告者 小野義美（博士課程）

△要旨▽昭和三四年の親族法再改正論議や最近では教育権との関連性において親権の位置付けが問われている。本報告は親権という法概念のもとにいかなる権利義務が存在し、その指導原理は何かという点を、わが国で近代的法典の編纂に着手した明治初年より現行民法に至る立法過程で現われた全ての草案・成案につき各々検討した。そして現行民法では「子のための親権」の原理的確立をみたが今なお不徹底であり、方向性として

親権後見統一を示した。教育権との関連では、国家への教育権の集中を排すべく、民法八二〇条の「義務」は子に対しての義務であることを明確にした。

第二〇回 昭和四十七年七月一日

「慰謝料の内容―慰謝されるべき対象は何か―」

報告者 西井龍生（西南大教授）

△要旨▽わが国の最高裁判例は傷害を被った者の近親者に対し固有の慰謝料支払いを容認する。但しそれは被害者が死亡した場合に比肩すべき場合、もしくはそれに著しく劣らない程度の精神的苦痛を自らが受けた場合に限るとする。問題を専ら被害者の傷害の程度の大小にかからしめているように思える。この点に疑問を抱き、英米の判例を手掛りにしながら、慰謝料支払によって慰謝されるべき内容が何かを考え、それを分析道具としてわが判例を検討し、慰謝料容認の可否を判断した。

第二一回 昭和四十七年九月九日

「家事調停にみる当事者の家族の考察」

報告者 寺田朝治（調停委員）

△要旨▽まず家事調停の概況につき、最高裁発表の全国的統計及び報告者の調停メモに基づき受理件数、受理の態様、処理状況、履行状況などの点の統計的説明がなされた。次に報告者の取扱ったケースにおける当事者の家族の分析がなされ、争いの生じる諸形態・要因の指摘がなされた。

第二二回 昭和四十七年九月三〇日

「調停離婚の現状と課題―福岡家裁調停委員婦人部の調査から―」

報告者 清山洋子（調停委員）

△要旨▽調停離婚は裁判離婚の一形態とされるが、合意を軸とする以上あるべき合意への志向と同時に現実の反映という側面も免れない。調停離婚は子が多いなど複雑化した夫婦、妻の経済的自立能力の低い夫婦に利用度が高い。子の養育費は改善され成果がみられるが、離婚給付については四六年段階では離婚原因との関連が高い反面で収入との相関がみられぬなど慰謝料、財産分与の各性格とからみ残された問題である。

第二三回 昭和四十七年二月二日

「アメリカ離婚法の動向」

報告者 大原長和（九大教授）

△要旨▽アメリカ合衆国における離婚法の歴史的発展を中心として、離婚原因の概要、離婚の実態を概説し、特に最近におけるニューヨーク州、カリフォルニア州等における離婚法改正をめぐる諸問題を紹介し、これらの動向が世界的にみて離婚制度のあり方についていかなる地位を占めるか、またわが国の離婚法に及ぼす影響等について検討した。

第二四回 昭和四十八年一月二〇日

「中世イギリスの分割相続慣行―主にケント地方の場合―」

報告者 浦本寛雄（熊大助教授）

〔要旨〕主に C. Sandys, A History of Gavelkind and other Remarkable Customs in the county of Kent, 1851.

を用いてガヴェルカインズの慣習のうち相続に関する部分の歴史的推移と法的構造を検討した。社会構造と相続形態との関連、イギリス近代相続法の形成と展開などの研究のための基礎作業。Sandys の主張を一九世紀中葉の相続法改革の進むべき方向に関する議論の資料として重視した。

第二五回 昭和四八年二月二四日

「都市近郊における農村家族の変化」

報告者 梅木 茂（福岡女短大助教授）

〔要旨〕過疎化から一転して都市化現象を呈するにいたった部落を対象にして、参与的観察と追跡的調査に基づき、都市化による家族関係の変化の実態の分析が試みられた。兼業の進行、農地の商品化を反映して生前贈与の均分化の傾向がみられる。またそれは相続に際しての分割請求を強める要因となっている、などの指摘があった。

第二六回 昭和四八年三月三十一日

「近代日本における家族観分析の視点―フランス王政復古期の家族観と対比して―」

報告者 有地 亨（九大教授）

〔要旨〕近代日本において、「家」観念がいかなる階層で、どのように形成され、また、いかなる原因に基づいてどのように崩壊していったかを検討するために、フランス革命後のレス

トラーション下の家族観念との対比を試みる。フランス革命後にナポレオンの下に資本主義体制への立法改革、行政組織の再編成が行われ、資本主義の発展の条件が整備されたが、ナポレオンの軍事的独裁の没落を機会に、レストラーションの政治権力は大土地所有の貴族、僧侶、一部の上層商業資本家であり、中小産業資本家階級、労働者、農民は政治から遮断されたまま、ピラミッド的構成がとられた。そこで強調されたのは、ボナルドなどのカトリックの伝統的パターンリズム、とくに特権的役割を担った父親のイメージであった。このような支配の媒介としてのカトリシズムと明治政府の用いた国家神道とにあらわれた家族観、父子関係の諸観念を対比分析する。

第二七回 昭和四八年四月二八日

「氏の本質について」

報告者 磯野有秀（西日本短大助教授）

〔要旨〕氏は従来「家」の呼称とされたが同時にそれは同一家に属する親族ないし家族集団の共通の呼称でもあり、更にその集団に属する各個人の名前と合体した個人の呼称でもあった。改正民法で「家」が廃止された以上「家」の呼称ではなくなったが後二者の呼称たる点は失われたわけではない。本報告は氏が人と人との関係概念であり、他の自然的属性と合わせて人と人との関係の具体化をはかるものだという試論である。

第二八回 昭和四八年五月二六日

「私的扶養再検討の一視点」

報告者 二宮孝富（博士課程）

△要旨▽今日の扶養法は社会保障法・制度の展開との関連に於て捉えられねばならず、そこに家族法と社会保障法の交錯の問題が生じる。所謂社会手当（ここでは児童手当法を中心に検討）の出現は国家的扶養形態への一メルクマールとみうるが、扶養の社会化が私的扶養にいかなる影響を及ぼすか、公・私的扶養の統合的視点をどこに求めるか、国家の国民生活管理化を排し社会保障の自律をいかに獲得すべきかなどにつき論じた。

第二九回 昭和四八年六月三〇日

「重婚的内縁関係事案に対する女子短大生の意識」

報告者 川上房子（精華女短大助教）

△要旨▽重婚的内縁の妻の権利関係に対する女子短大生の意識調査の報告。重婚的内縁に関する判決事例により、主として扶養請求権、損害賠償請求権、慰謝料などの点で法律上の妻との間にどれだけの相違があるべきかを短大生四五一名につき、「法学」のみを受講した段階と「家族関係」をも受講した後でアンケート調査して意識の相違を比較した。

第三〇回 昭和四八年七月二八日

「憲法二四条と家族生活」

報告者 清岡雅雄（西南大教授）

△要旨▽憲法二四条をマッカーサー草案、改正草案、改正案に遡って検討することによりその趣旨が憲法一四条の平等原則の具体化として家族生活の基本原則の樹立にあることを指摘。

この視点から学説の批判的検討を行いさらに国家が福祉国家論の立場から家庭生活へ介入する傾向は排すべきことなどの指摘がなされた。

第三一回 昭和四八年九月二九日

「性欲の社会的考察と家庭」

報告者 寺田朝治（調停委員）

△要旨▽性欲に関する神聖観、機械観を考察し、それに基づいて性の抑圧、解放、混乱の現象を分析した。さらに性をめぐる諸問題が家庭に及ぼす影響につき日本、ドイツ、中国の場合毎に考察した。

なお、家族研究会では、定例の研究会と併行して「私的扶養と公的扶助の関連」の統一テーマのもとに昭和四八年四月以来共同研究を行っている。

昭和四八年十月以降は家族研究会・共同研究会を統一化し、右統一テーマの一環として「福岡家庭裁判所における最近一〇年間の審判例の分析」を集中的に行っている。これについては既に裁判所との合同研究会も終わり、昭和四九年三月には家庭裁判月報に掲載の予定である。

（△要旨▽は報告者への執筆依頼を原則としたが、必要に応じて訂正・補充を加えた——文責 小野義美）